

未払い賃金等請求書を

大阪台車検査車両所長へ郵送！！

大阪台車検査車両所で働く社員は更衣室で作業服に着替えて安全帽子（ヘルメット）、保護メガネ、安全靴を着用して始業点呼場がある現場まで徒歩移動して点呼を受けています。ここで働く組合員が「点呼の移動時間は労働時間である」として、4月21日付けで大阪台車検査車両所長宛に未払い賃金等請求書を郵送しました。

2023年4月21日

東海旅客鉄道株式会社
大阪台車検査車両所
所長 渡邊 恆平 殿



未払い賃金等請求書

私が所属する大阪台車検査車両所（以下「大台所」という。）では、台車検査を施行する現場で始業点呼が行われるため、総合事務所棟6階の台交所の更衣室で作業服への着替えと、安全帽子（ヘルメット）、保護メガネ、プロテクター付の安全靴を着用し、大台所の点呼が行われる現場までの徒歩移動が必須の条件となっています。

すなわち、更衣等に要する時間が5分、徒歩による移動時間の7分間が労働時間として必要となります。また、この徒歩移動に関わる時間は、昼の休憩時間終了後も発生し、更衣時間は退出時にも必要です。従いまして、日勤の場合は一日当たり24分間、半休の場合は17分の時間外労働が発生しているわけです。

以上のことから私は、取り合えず、本年3月の日勤15日間及び半休2日に対する未払の増賃金20,180円を請求しますので、本書面到達後14日以内に下記口座へ振込にて支払って下さい。

尚、上記期間内に支払われない場合は、貴社を管轄する労働基準監督署への申し出等の措置を講ずる所存ですので、ご了承ください。

以上